岩手県花巻市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について

令和８年１１月２７日
公正取引委員会事務総局
東　北　事　務　所

公正取引委員会は、将来を担う高校生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうため、これまで全国各地の高等学校において、当委員会の職員による「高校生向け独占禁止法教室」を開催しています。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

１　日　　時　　令和８年１２月４日（金）１３：３５～１５：２５

２　場　　所　　岩手県立花北青雲高等学校
（岩手県花巻市石鳥谷町北寺林１１－１８２５－１）

３　講　　師　　公正取引委員会事務総局　東北事務所職員

４　対 象 者　　岩手県立花北青雲高等学校　３年生　ビジネス情報科　約７５名

５　内　　容　　市場経済と競争の仕組み、独占禁止法と公正取引委員会の役割、事業者・消費者として注意すべきポイント等

※　今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です（生徒の顔が写らないよう、後方から撮影するなど御配慮ください。）。

御希望の報道機関におかれましては、令和８年１２月３日（木）正午までに、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先　公正取引委員会事務総局　東北事務所　総務課
電話　０２２－２２５－７０９５(直通)
ホームページ　https://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/

（東北事務所 HP）

別　紙

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

◆ 独占禁止法教室の授業内容

○ゲーム形式
○グループディスカッション形式
○身近な事例紹介
○模擬立入検査・模擬事情聴取
○公正取引委員会職員による経験談　等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

※　授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。
※　独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。
※　講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

◆ 独占禁止法教室の授業風景



◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
R５年度	５４回	３６回	１４３回
R６年度	５０回	４６回	１４３回
R７年度	４３回	３８回	１２３回

◆ 独占禁止法教室の感想

○　経済においては、企業がよりよい商品・サービスを提供するために、競争が大切だと分かった。（生徒）
・競争に勝つためなら何をしてもいいわけではなく、公正なルールが必要だ。シミュレーションゲームでは、消費者に喜ばれるサービスを提供したいが、赤字を避けなければならないため、価格を決めるのがとても難しかった。（生徒）
・この授業で消費者と会社の双方の立場を経験することができ、経済の動きに興味が出てきた。賢い消費者になりたい。（生徒）

【お問い合わせ先】
公正取引委員会事務総局東北事務所
総務課　担当：菅原
ＴＥＬ　022-225-7095（直通）